

# 10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月22日（火）午前10時～10時40分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、  
村田 信男、磯部 恵子、関谷 利彦、原野 英雄、  
野村 文雄、富永 茂巳、阿部 利男、壹岐 浩二、  
大草 知子・・・（15人）
4. 欠席委員 河村 守浩、岡田 保子、正司 浩幸・・・（3人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 許可取消申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について  
議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任届について  
議案第8号 農地利用最適化推進委員の欠員の補充について  
  
第3 報告事項  
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について

6. 事務局 藤原局長、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりました。  
定例総会の開会に先立ちまして、10月5日に  
厚南地区の最適化推進委員でした笠井委員が他界されました。  
心より哀悼の意を捧げます。

それでは、10月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。  
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項29件及び報告事項1件  
となります。なお、議案第7号及び第8号は追加議案となっています。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。

小野地区の富永委員、中立委員の大草委員にお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、28番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ございません。

議 長： では採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、28番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの小野地区の議案、29番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか

野村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、29番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの楠地区の議案、30番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

**議 長：** 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 楠地区よろしいですか

壹岐委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、30番は、許可します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページ、9ページの東岐波地区の議案、92番、93番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 東岐波地区は問題ございません。

**議 長：** では採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、92番、93番は、許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから20ページの西岐波地区の議案、94番から98番まで5件あります。5件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、94番については、関連して議案第4号許可取消の2番があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

**議 長：** 西岐波地区の5件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。西岐波地区の5件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 :** **全員賛成ですので、94番から98番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。**

事務局 : 議案書は21ページから26ページの旧市地区の議案、99番から101番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長 :** **旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

**議 長 :** **旧市地区よろしいですか**

内山委員 : はい。問題ありません。

**議 長 :** **採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

**議 長 :** **全員賛成ですので、99番から101番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。**

事務局 : 議案書は27ページの厚南地区の議案、102番について説明します。訂正表にありますとおり、工事の期間に訂正があります。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長 :** **厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

**議 長 :** **厚南地区よろしいですか**

河崎委員 : はい。問題ありません。

**議 長 :** **採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

**議 長 :** **全員賛成ですので、102番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。**

事務局 : 議案書は29ページの厚東地区の議案、103番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長 :** **厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

**議 長：** 厚東地区よろしいですか

関谷委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、103番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は31ページの楠地区の議案、104番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

**議 長：** 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 楠地区よろしいですか

阿部委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、104番は、許可します。  
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は33ページから48ページの議案、53番から60番までの8件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** はい。では採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第4号、許可取消申請について、上程します。事務局、説明をお願いします。



議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。  
(質問意見なし)

議 長： 万倉地区よろしいですか

阿部委員： はい。問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
次に、議案第7号、農地利用最適化推進委員の辞任届について、上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙となります。  
総会開催前に話がありまして、10月5日に笠井委員が亡くなりましたが、それより前の10月3日付で健康上の理由による辞任届が提出されています。

農業委員会等に関する法律第23条に従えば、辞任の可否についてこの場で御審議いただくところですが、本人死亡のため、同法の解嘱、失職、辞任のなかで審議を経る必要のない第22条の失職により欠員が生じたと解釈し、対応していきたいと考えています。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。  
(質問意見なし)

議 長： それでは採決します。  
本件について、事務局案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
次に、議案第8号、農地利用最適化推進委員の欠員の補充について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は別紙となります。  
先ほど議案第7号で失職による欠員が認められましたので、欠員の補充について説明します。

宇部市の条例では最適化推進委員の定数は17人となっておりますが、1名欠員となっても条例上問題なく、法律上も欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなる限り補充をする必要はないと解釈されています。また、このことについて、厚南地区の地区協議会でも当面は2名で業務を進めていくことを確認していますので、今回は欠員による補充は行わないこととしたいと考えます。

以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

**議 長 :** 厚南地区の委員さんは大変だと思われませんがよろしくお願ひします

河崎委員 : はい。大丈夫です。

**議 長 :** 厚南地区の委員より心強い決意と了承をいただきましたので、採決します。  
本件について、事務局案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 :** 全員賛成ですので、最適化推進委員の欠員の補充は行わないこととします。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局 : 総会報告事案は1件あります。  
報告第1号、議案書は59ページから61ページまでです。万倉地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。なお、報告第1号の2は、先に説明しました議案第6号に関連するものです。  
以上です。

**議 長 :** ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

**議 長 :** すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、10月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:40)